

江南区福祉センター 新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン

本ガイドラインは、「新しい生活様式」の実践を図りながら、新型コロナウイルス感染症拡大の予防と江南区福祉センターの利用の両立を図るため、利用者及び施設管理者が守るべき基本的な考え方を示すものです。

なお、状況の変化があった場合には、本ガイドラインの見直しを行うことがあります。

1. 基本的な感染対策の実施について

(1) 体調不良等の場合の利用の制限

○入館時の全員検温及び健康状態の確認の実施

施設管理者は利用者全員に対し、入館時に全員検温及び体調不良等についての聞き取りを行い、以下に該当する者については利用を控えさせる。

- ・ 37.5度以上の熱がある。(小学生以下)
- ・ 37.0度以上の熱がある。(中学生以上)
- ・ その他風邪の症状がある。
- ・ 過去2週間以内に新型コロナウイルスに感染した方と濃厚接触した可能性がある。
- ・ 過去2週間以内にご自身やご家族の方が海外へ往来している。
- ・ 同居家族に発熱や風邪の症状がある方がいる。

(2) 感染予防・感染拡大を防ぐための措置

○利用者情報の把握

利用登録済みの個人及び団体以外の利用者は、入館時に江南区福祉センター利用者カードを記載し、施設管理者は利用者カードを適切に保管・管理する。

なお、利用者カードに記載された情報については、感染者が発生した場合の追跡のみに利用するものとし、必要な期間が経過した後は破棄するものとする。

○手洗い・手指の消毒

入館時には必ずアルコール製剤等による手指の消毒を行うか、入念に手洗いを行う。

また、入館時以外も、こまめに手指消毒等を行う。

○マスクの着用及び咳エチケットの徹底

施設内ではマスクの着用を原則とする。また、マスクを着用していない状態で咳やくしゃみをする場合は、ハンカチやティッシュなどで口を押える。

○除菌・消毒の実施

施設管理者は、机や椅子、その他利用者が手を触れたり、飛沫が飛散する部分について、利用のあった都度に除菌・消毒を行う。

(3) 「3密」(密集・密接・密閉)の徹底的な回避

○密集しない

- ・音楽練習室の利用人数は、3人までとする。
- ・その他の部屋の利用人数は、利用定員の概ね50パーセント以内とする。
- ・人と人との間隔は1m以上、可能な限り2m以上空ける。
- ・対面での活動はなるべく控える、長机を使用する場合はできるだけ1台につき1人着席するなど人の密度を下げる工夫をする。

(利用定員)

部屋の名称	定員(人)	面積
会議室1・2	各20人	36㎡・38㎡
こども達の居場所	25人	64㎡
多目的ホール1・2	各60人	69㎡・79㎡
福祉関係共同利用室	25人	57㎡
和室1・2	各15人	各35㎡

○密接しない

- ・人との間隔を十分に確保し、互いに正対せず、一方向に向いて活動する。
- ・大声を出したり歌を歌う場合は、飛沫防止スタンドとフェイスシールド(参考画像を参照)を各自で用意して使用すること。
- ・マイクを使用する場合は、使用者ごとにアルコール製剤等で除菌・消毒を行う。
- ・息が上がる激しい活動の際は、より一層距離を空ける。
- ・特に飛沫や唾液が落ちるような活動を行った場合は、施設管理者に申し出る。
- ・飲食をする場合は手洗いを徹底し、飛沫を発生させないようにする。また、対面での会食を避け、会話は控える。(飲食は交流ひろば、フードコート以外では不可。)

○密閉しない

- ・常時換気が望ましいが、少なくとも1時間活動したら10分以上窓を開けて換気を行う。なお、換気の際は2方向の窓を同時に開けて換気を行う。

2. イベントの開催について

利用者がイベントを開催する場合は、下記の事項について留意すること。

- ・イベント内容について事前に市に報告すること。
- ・利用者を代表する者は十分な感染症対策を取りながら慎重に実施すること。
- ・参加者を事前に把握すること。事前の確認が困難な場合は、入場時に参加者の連絡先等を把握すること。
- ・参加人数については、1の(3)で定める利用人数の範囲内とするほか、入退場時に密集回避が難しい場合などは更に利用人数を制限すること。

- ・そのほか、感染症拡大への影響が懸念される事項については、事前に市と相談の上対応等を決めること。
- ・緊急事態宣言の発令等による閉館等、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によりイベントが中止となる場合があることに同意すること。

3. 特に注意する活動について

集団感染リスクの高い下記の活動は、十分に対策をした上で実施すること。

また、活動内容や感染対策について、市から聞き取りや指導を行う場合があることに同意すること。

- ・会食を伴う活動（貸室等での会食は原則禁止）
- ・密接が避けられない活動
（例）囲碁、将棋、ボードゲーム など
- ・もっぱら運動することを目的とした活動
（例）踊り、ダンス、体操 など
※運動中に人と人が接触しないように特に注意すること。
- ・大きな声を出すことや歌うこと
（例）合唱、カラオケ、詩吟、民謡、謡曲 など

4. 施設としての対応

施設管理者は、下記の対応を徹底して実施するほか、健康福祉課と協議しながら効果的な感染予防対策の実施に努めること。

- ・受付時の利用者の検温、体調の聞き取り及び利用者が守るべき事項について説明する。
- ・施設入り口（3か所）に手指の消毒液・アルコール製剤等を設置する。
- ・総合案内に透明ビニールカーテンを設置する。
- ・利用状況や利用者の申し出に基づき、利用者の身体の接触や飛沫や汗が飛散したと思われる箇所の除菌・消毒を行う。
- ・利用者の手が触れる箇所の定期的な除菌・消毒を行う。
- ・施設職員もマスクを着用するほか、利用者に応じた感染予防等の対策を実施する。
- ・感染対策、トイレ、休憩スペース、ごみの廃棄、清掃・消毒その他について、「業種ごとの感染拡大予防対策等について」を踏まえた対策を実施する。

5. 適用期間

本ガイドラインの適用は令和2年12月1日から当分の間とし、感染症の拡大状況に変化があった場合など、必要に応じて見直すものとする。

【参 考】

「新しい生活様式」とは

＜実践例＞

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本 ①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

人との距離はできるだけ2 m空ける

会話をする際は、可能か限り真正面を避ける

外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状が無くてもマスクを着用

手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒液の使用も可）

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

まめに手洗い、手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気

身体的距離の確保 「3密」の回避（密集・密接・密閉）

毎朝 体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅療養

「業種ごとの感染拡大予防対策等について」（新潟県資料の抜粋）

感染対策の例

- ①他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ②複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ③手が口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒する等特段の対応を図る。
- ④人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテン等で遮断する。
- ⑤ユニフォームや衣服はこまめに選択する。
- ⑥手洗いや手指消毒の徹底を図る。

トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ①便器内は、通常の清掃が良い。
- ②不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ③トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ④ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ⑤ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

休憩スペース（※感染リスクが比較的他界と考えられるため留意する。）

- ①一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ②休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ③共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ④従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

ゴミの廃棄

- ①鼻水、唾液などがついたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。

- ②ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ③マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

清掃・消毒

市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることのない床や壁は、通常の清掃で良い。

その他

- ①高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ②地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討しておく。感染拡大のリスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

「参考画像」

○飛沫防止スタンド



○フェイスシールド

